

伊予市簡易水道事業
地方公営企業法適用基本方針

平成 30 年 8 月

伊予市 水道課

目 次

法適用の基本方針

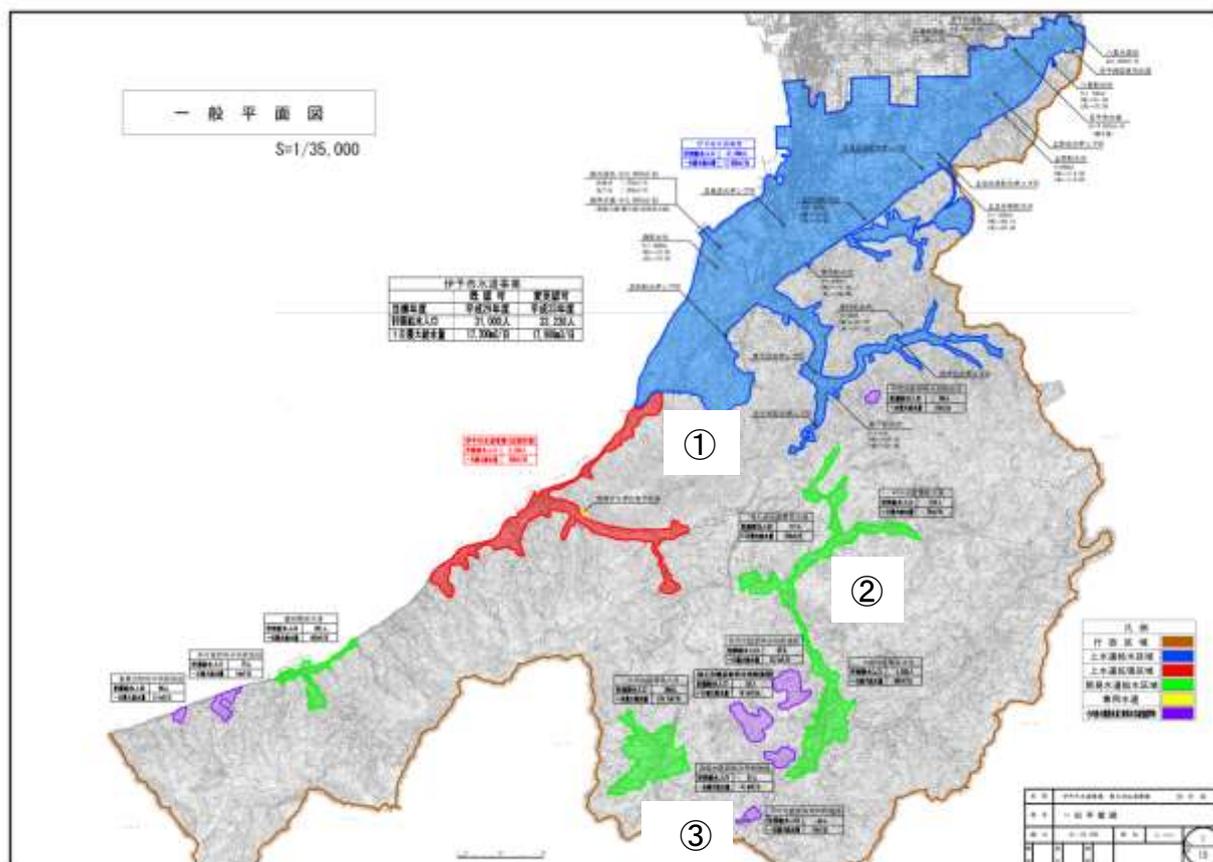
1. 対象事業	1
2. 法適用の対象事業	4
3. 法適用の対象範囲	5
4. 法適用の時期	7

法適用の基本方針

効率的で円滑な法適用に向けて、対象事業、対象範囲、法適用の時期について基本方針を定めます。

1. 対象事業

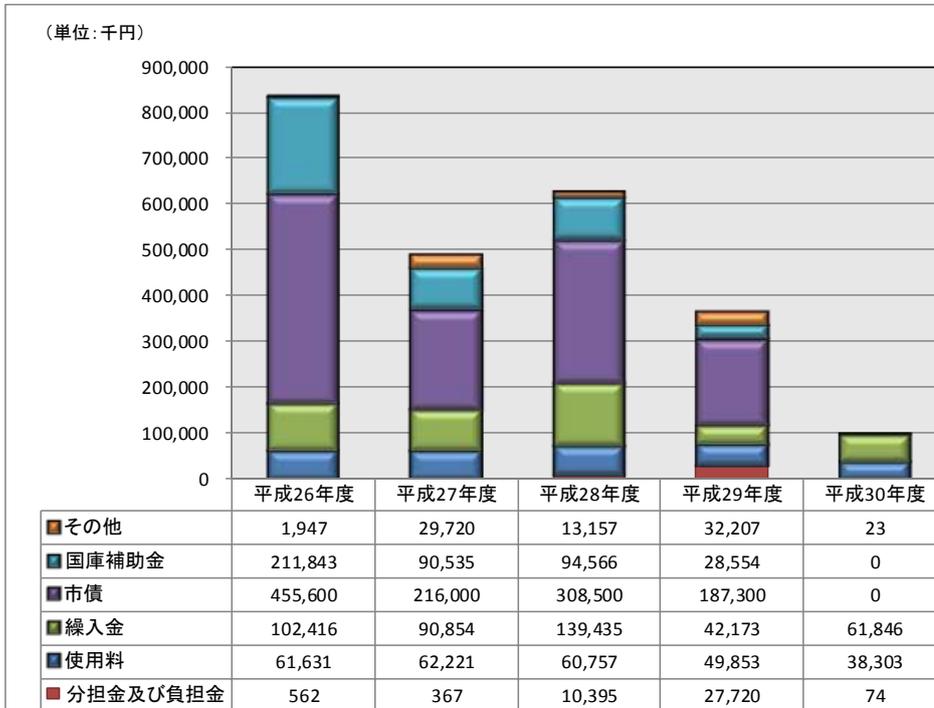
伊予市の水道事業は上水道事業、簡易水道事業、飲料水供給施設事業の3事業があります。



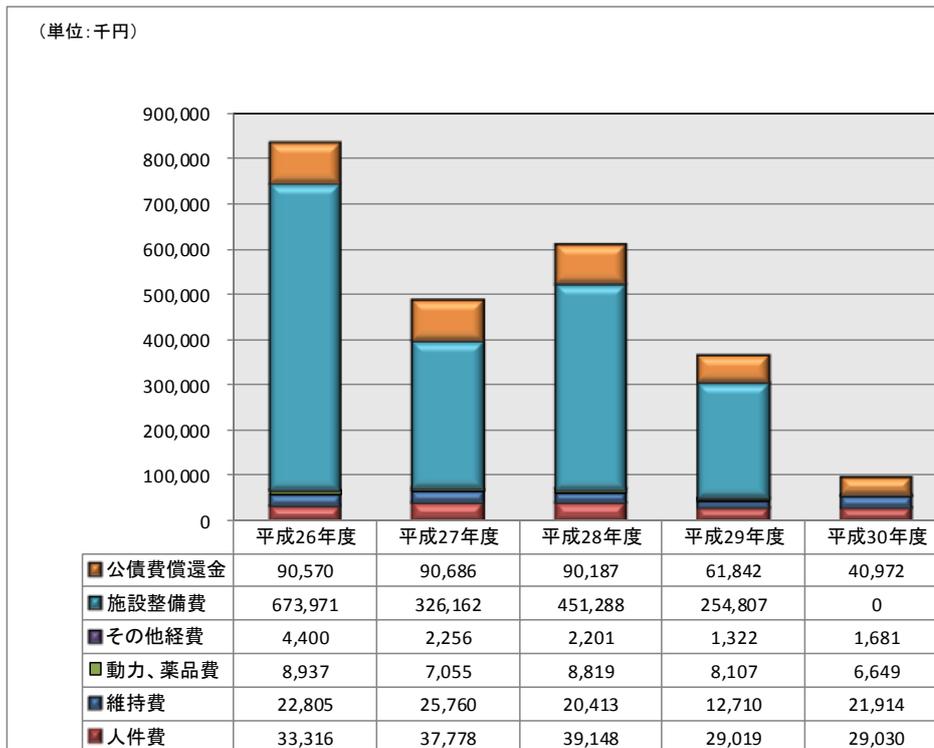
番号	事業名	区域
①	上水道事業	旧伊予市、上灘地区（高野川、上灘、高岸及び大久保の一部）
②	簡易水道事業	中山町中心部、佐礼谷地区、永木地区、双海町串及び大久保の一部
③	飲料水供給事業	中山町添賀・柚之木・平村・高岡地区

各水道会計の財政状況

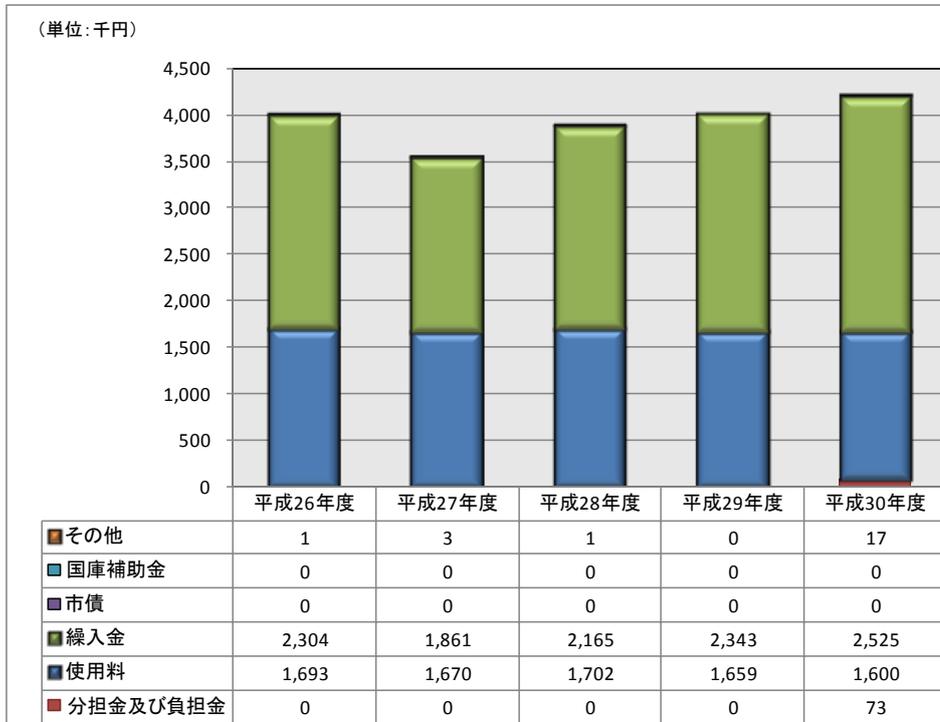
■過去5年間の簡易水道事業の歳入■



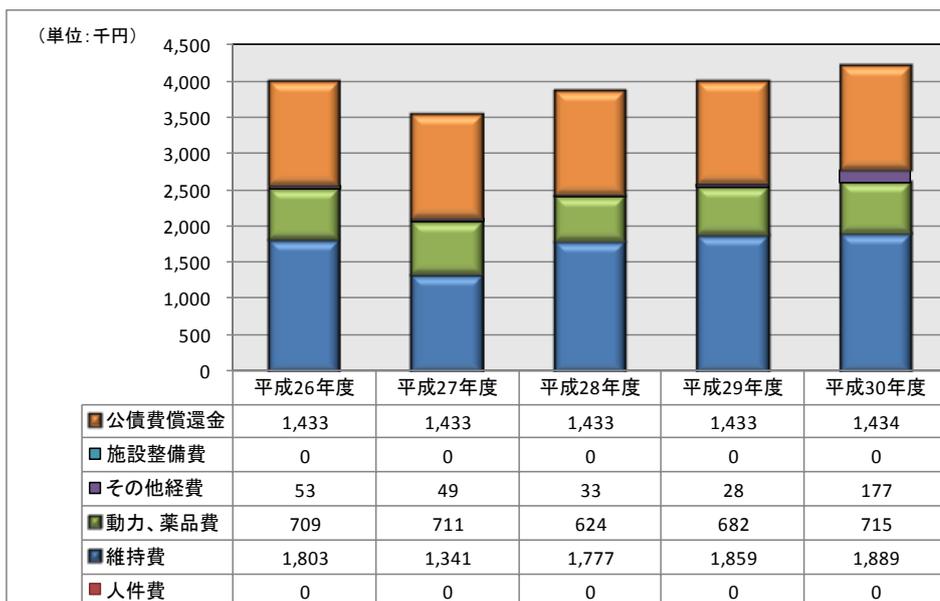
■過去5年間の簡易水道事業の歳出■



■ 過去5年間の飲料水供給施設の歳入 ■



■ 過去5年間の飲料水供給施設の歳入 ■



2. 法適用の対象事業

簡易水道事業は、総務省の要請により、人口 3 万人以上団体の公共下水道事業及び簡易水道事業は、法適用を行う必要の高い「重点事業」と位置づけであるため、法適用対象とします。

飲料水供給施設事業は、将来、業務効率化のため上水道事業への統合を検討しているため、法適用の対象外とします。

番号	事業名	区域	法適化
①	上水道事業	旧伊予市、上灘地区（高野川、上灘、高岸及び大久保の一部）	全部適用
②	簡易水道事業	中山町中心部、佐礼谷地区、永木地区、双海町串及び大久保の一部	する
③	飲料水供給事業	中山町添賀・柚之木・平村・高岡地区	しない

3. 法適用の対象範囲

法適用の範囲には、地方公営企業法の財務規定、組織規程、職員規定の全てを適用する「全部適用」と財務規定のみを適用する「一部適用（財務適用）」があります。

地方公営企業法の適用は、全ての公営企業に一律に適用されるわけではなく、企業の種類によって、法規定の全部又は財務規定等が当然に適用されるものと、条例により法規定の全部又は財務規定等を任意に適用するものがあります。上水道事業は、当然適用事業の7事業になるために、昭和42年から「全部適用」にて運用しています。

簡易水道事業は、このうち条例により任意に法規定の全部又は財務規定等が適用できる任意適用事業（一部）となっています。

全部適用と一部適用の比較

項目	全部適用（法の全てを適用）		一部適用（財務に関する部分を適用）	
適用事業	<当然適用事業> 水道 交通 電気 ガス 病院など		<任意適用事業>	
	<法非適用事業> 簡易水道、下水道などは、自主的適用により全部適用か一部適用するかを選択できます。			
適用範囲	当然適用事業・法非適用事業		法非適用事業	
事務体制	パターン① 管理者設置	パターン② 管理者非設置 (条例の定め)	パターン③ 会計管理者に 委託しない	パターン④ 会計管理者に 委託する
	首長 管理者 企業出納員	首長 企業出納員	首長 企業出納員	首長 出納員
出納及び 会計事務	企業出納員			会計管理者 (出納員)
職員の身分	企業職員		一般行政職員	
予算の調整	管理者が原案作成 首長が調整	首長が調整		
決算の調整	管理者が調整	首長が調整		会計管理者が調整

伊予市における法適用の規定ごとによる優位性

項 目		全部適用		一部適用	
		パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
財政面	メリット	経営内容が明確化	経営内容が明確化 上水道既存システムを増設により経費抑制	的確な財政状況を把握	現行に近いため人件費抑制
	デメリット	管理者設置による人員増			収納事務委託により設備費増
		×	◎	○	△
効率面	メリット	管理者の設置により独立性確保	独立性が概ね確保 上水道と共有することで、移行事務の簡素化が図れる	市町が権限を有する	現行に近いため業務量の増加を抑制できる
	デメリット	出納事務が発生	出納事務が発生	出納事務が発生	会計ごとで異なる場合、事務の煩雑性が増す。
		×	◎	○	△
その他		一般会計事務対応不可 (企業職員) 課内で統一	一般会計事務対応不可 (企業職員) 課内で統一	一般会計事務対応可 (行政職員)	一般会計事務対応可 (行政職員)
		○	○	×	×
総 評		×	◎	○	△

これらのことについて検証した結果、効率的に法適用をするため、伊予市においては、法適用範囲をパターン②の全部適用（管理者非設置）とします。

4. 法適用の時期

法適用の時期は、平成 32 年 4 月 1 日とします。

簡易水道事業については、総務省から平成 32 年 4 月 1 日までに法適用することを要請されているため、以下のスケジュールを基に作業を進めていくものとします。

簡易水道事業法適用スケジュール

業務	年度		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
基本方針策定	➡		
固定資産調査 固定資産台帳整備	資料収集	➡	
移行事務		➡	
会計システム構築		➡	

各業務の概要

業 務	概 要
基本方針策定	法適用の対象事業、範囲、時期を定めるために基本方針を策定します。
固定資産調査 固定資産台帳整備	伊予市簡易水道事業が保有する全ての固定資産を調査し、法適用時の資産価値の評価や、減価償却費を算定し、台帳を整備します。上水道システムの増設にて対応します。
移行事務	法適用を円滑に行うため、関連部署との調整や、条例の改正、新予算編成、打ち切り決算などの移行事務を行ないます。
会計システム構築	地方公営企業法の財務規定に対応する財務会計システムや簡易水道事業の資産を管理するシステムを既存の上水道システムの増設にて対応します。

簡易水道事業の法適用に係る事務作業は、主に「基本方針策定」、「固定資産台帳整備」、「移行事務」、「システム整備」の 4 つに区分できます。事務量としては、固定資産台帳整備が大きな割合を占めますが、その他の事務も着実に実施していく必要があります。なお、予定開始貸借対照表の作成までには固定資産台帳の整備を完了し、財務会計システムについても運用可能な状態にしてお

くことが必要となります。

また、最終的に作成するものは、新予算編成に係る各種財務諸表（予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等）であり、公営企業会計に係る予算編成、予算説明資料、その他消費税等に関する専門知識が必須となります。

移行事務において、上水道事業の実務経験を最大限に生かした体制についても、今後の作業に伴って検討していく必要があります。

対象事業	: 簡易水道事業
適用範囲	: 全部適用
法適用時期	: 平成 32 年 4 月 1 日
事務執行体制	: 上水道事業と同様